

令和3年第1回大台町議会定例会

提出議案概要



令和3年3月

議案第 8号 第2次大台町総合計画後期基本計画の策定について

【理由】

前期基本計画の計画期間が令和2年度末で終了することから、後期基本計画を策定するにあたり、地方自治法第96条第2項の規定による大台町議会基本条例第10条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

【内容】

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5か年で、前期基本計画に引き続き、大台町の取り組むべき施策や事業を効果的かつ効率的に進めるため策定するもので、別冊のとおり基本構想と基本計画により体系的に取りまとめた内容となっています。

議案第 9号 新町建設計画の変更について

【理由】

〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定より、議会の議決を求めるものです。

【内容】

新町建設計画については、合併後の大台町のまちづくりを総合的かつ効果的に進めることを目的に〔旧〕市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づき、平成17年3月に策定された計画で、この計画に盛り込まれた事業実施には、合併特例債が適用になる財政上の優遇措置があります。

今回の変更は、平成30年4月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、新町建設計画を変更することによって、合併特例債を発行する期間を、5年間延長することが可能となったことによる計画変更です。

変更の内容は、平成18年度から平成32年度（令和2年度）までの15年間の計画期間を、令和7年度まで5年間延長することに加え、人口や財政計画などの時点修正を行うものです。

議案第 10号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

・ 監査委員

監査委員の報酬額が、三重県内15町の中で低い状況にあることから、これを見直し、平均的な水準に引き上げるための改正です。

・ 大台町地域公共交通協議会委員

将来にわたり持続可能な公共交通の維持確保を目指すマスタープランを策定するにあたり、特別委員として、学識経験者やIT専門人材などを招致するための改正です。

・ 大台町保育園等規模適正化検討委員会委員

少子化、過疎化が進む中で良質な保育環境の整備を図るため、将来にわたる保育園等の適正規模等について検討することを目的とした大台町保育園等規模適正化検討委員会を設置します。

・ 成年後見制度利用促進計画策定委員会委員

成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、大台町成年後見制度利用促進基本計画の策定を目的とした大台町成年後見制度利用促進計画策定委員会を設置します。

【改正内容】

・ 監査委員

別表第1 監査委員（学識経験者）の年額報酬を「200,000円」から「300,000円」に、同表監査委員（議会選出）の年額報酬を「125,000円」から「190,000円」に改めます。

・ 大台町地域公共交通協議会委員

別表第1（報酬の額）大台町地域公共交通協議会委員の項の備考欄に、次の規定を加えます。「特別委員については、10,000円以内で町長が定める額」

・ 大台町保育園等規模適正化検討委員会委員

別表第1（報酬の額）に次の委員を加えます。

名称	区分	報酬	備考
大台町保育園等規模適正化検討委員会委員	日	5,000円	特別委員については、20,000円以内で町長が定める額

・ 成年後見制度利用促進計画策定委員会委員

別表第3（旅費を支給する委員等）に次の委員を加えます。「成年後見制度利用促進計画策定委員会委員」

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第 1 1 号 大台町介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

今後の人口や高齢化率・要介護認定者の推移、そして中長期的な介護保険事業等のサービス量と給付費、保険料を推計し策定した「第 8 期大台町介護保険事業計画」に基づく、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料の改正と平成 3 0 年度税制改正及び令和 2 年度税制改正により、介護保険料等に関して不利益等が生じないように介護保険法施行令等の規定の見直しが行われたことから、条例の一部を改正します。

【改正内容】

令和 3 年度から令和 5 年度までの第 1 号被保険者の保険料を町民税の課税状況や所得金額に応じて、第 1 段階から第 1 1 段階まで定めていますが、第 8 期は、第 7 期の保険料と比べて、基準月額第 5 段階で 2 0 0 円の増額となります。

また、第 1 段階から第 3 段階の方を対象とした、公費による保険料の軽減による保険料額を規定します。

【施行期日】

令和 3 年 4 月 1 日

議案第12号 大台町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例等の一部改正について

【改正理由】

令和3年度において、介護報酬に係る改定が行われることに併せ、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令）」が改正されることに伴い、①「大台町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」、②「大台町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」、③「大台町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例」、④「大台町居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例」の4つの基準条例を一括改正します。

【改正内容】

4つの基準条例に共通して、次のことについて新たに規定もしくは改正を行います。

- ・感染症や非常災害の発生時に、利用者に対して、サービスの提供を継続的に実施するための、「業務継続計画の策定」を規定します。
- ・虐待の発生や再発を防止するために講じなければならない措置について規定します。
- ・その他、サービスの提供に必要となる人員基準等について、所要の改正を行います。

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第13号 大台町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

【改正理由】

近年、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、財産を災害から守るために地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加などの社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっています。

特に少子化・高齢化が著しい本町において、地域防災力の「要(かなめ)」となる消防団の体制維持について、近年の団員数の減少に少しでも歯止めをかけるため、退職報償金や費用弁償の見直しを行ない、団員の処遇改善を図ります。

【改正内容】

団員が火災・警戒・訓練などに従事する場合の費用弁償について、交付税の算入額や近隣市町の支給額などを参考に見直しを行います。

(単位：円)

業務の主な例	現 行	⇒	改正案
火災の鎮圧、救助、捜索、 災害時の避難誘導等	3, 0 0 0	⇒	5, 0 0 0
火災の予防、警戒、訓練、 地域住民等への指導、啓発等			3, 5 0 0

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第14号 大台町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

【改正理由】

議案第13号に同じ

【改正内容】

退職報償金は、消防団員として5年以上勤務して退職した方に、勤務年数及び階級に応じて支給しています。現行制度では、勤続30年に達した場合、退職報奨金が頭打ちになっていますが、これを改正し、31年を超えて勤務する団員に対して、退職報奨金の上積みを行います。（45年を上限とします。）

【例】 35年勤務して退職する場合の退職報奨金

(単位：円)

階 級	現 行		改正案
団 長	979,000		1,179,000
副団長	909,000		1,109,000
分団長	849,000	⇒	1,039,000
副分団長	809,000		994,000
班 長	734,000		904,000
団 員	689,000		859,000

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第 15号 大台町農林業後継者育成基金条例の廃止について
議案第 16号 大台町交通安全対策事業基金条例の廃止について

【廃止理由】

令和2年度中に基金の全額を取り崩して一般会計に繰り入れ、今後は基金への積立の予定がないため

【内容等】

条例の廃止

令和2年度基金繰入額

- ・大台町農林業後継者育成基金 : 6,197,000円
- ・大台町交通安全対策事業基金 : 854,000円

【施行期日】

令和3年4月1日

議案第 17号 大台町宮川憩の森条例の廃止について

【廃止理由】

三重県が菌地内で砂防建設事業を実施するにあたり、憩いの森の敷地内に工事用道路を設置し、完成後は管理用道路として利用したいとの協議があり、当該砂防施設は、地域の安全安心の確保に必要な施設であることから、憩いの森の利用状況を勘案し、条例を廃止して普通財産とした上で、道路として必要な部分について、県と貸借契約を締結するため。

【内容等】

条例の廃止

【施行期日】

令和3年4月1日

※議案第18号から議案第23号の令和2年度各会計補正予算については、
「令和2年度補正予算説明資料（令和3年第1回定例会）」を参照

※議案第24号から議案第29号の令和3年度各会計予算については、
「令和3年度 当初予算の概要」を参照